

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月11日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「7課」を「6課」に改め、「少年課」を削り、「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改める。

第11条第4号中「少年課及び生活環境課」を「生活安全捜査課」に改め、同条第6号、第7号及び第9号中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改め、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 少年非行の防止に関する事。
- (13) 少年の補導及び少年相談に関する事。
- (14) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。
- (15) 少年を被害者とする犯罪の防止に関する事（人身安全対策課及び生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 少年指導委員等少年関係ボランティアの指導及び育成に関する事。

第12条第5号中「警ら用無線自動車」を「自動車警ら隊」に改め、同条第6号中「鉄道警察」を「鉄道警察隊の運用」に改める。

第13条を削り、第12条の2を第13条とする。

第14条（見出しを含む。）中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改め、同条中第10号を第14号とし、第9号の次に次の4号を加える。

- (10) 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関する事。
- (11) 少年の福祉を害する犯罪の捜査に関する事。
- (12) 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行に関する事（生活安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

第16条中「及び機動捜査隊」を削る。

第23条を削り、第22条を第23条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第16条の2を第17条とする。

第34条の2第8号中「警察用航空機」を「航空隊」に改める。

第38条第1項中「、機動捜査隊」を削る。

第48条第3項中「若しくは検問所」を削る。

別表第1会計課監査室の項の次に次のように加える。

施設装備課施設整備推進室	第5条第1号及び第2号に掲げる事務
--------------	-------------------

別表第1生活安全企画課許認可審査室の項の次に次のように加える。

生活安全企画課少年サポートセンター	第11条第12号から第16号までに掲げる事務
-------------------	------------------------

別表第1少年課少年サポートセンターの項を削る。

別表第1刑事企画課刑事指導室の項中「第16条の2第2号」を「第17条第2号」に改め、同項の次に次のように加える。

刑事企画課機動捜査隊	第17条第5号に掲げる事務
------------	---------------

別表第1組織犯罪対策課特殊詐欺捜査室の項を次のように改める。

組織犯罪対策課匿名・流動型犯罪グループ対策室	第20条第3号に掲げる事務のうち特殊詐欺の捜査に関する事務及び同条第6号に掲げる事務のうち匿名・流動型犯罪グループの取締りに関する事務
------------------------	---

別表第2の2の(1)五條警察署の表新町交番の項を削り、野原駐在所の項から丹原駐在所の項までを次のように改める。

五條西交番	五條市田園3丁目
五條南交番	五條市野原西5丁目

別表第3機動捜査隊の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。